

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置

要領の制定について

(平成3年7月30日甲通達交規第35号)

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）及び同施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）の一部改正、並びに同施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の制定に伴い、公安委員会が保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置をとることができることになり、その措置要領を別添のとおり定めたので効果的な運用を図られたい。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置要領

第1 総則

1 目的

この要領は、署長及び公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 保有者

法第2条第2号に規定する保有者をいう。

(2) 保管場所

法第2条第3号に規定する保有者をいう。

(3) 使用の本拠の位置

自動車保管場所証明事務等取扱要領の制定について（平成13年甲通達交規第88号）第2の5に規定する使用の本拠の位置をいう。

(4) 運送事業用自動車

法第13条第2項に規定する運送事業用自動車をいう。

(5) 自家用自動車

運送事業用自動車以外の自動車をいう。

(6) 適用地域

法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

3 基本方針

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点的な対象とすること。

(1) 重点とする地域

道路上に駐車している自動車の存在により、道路における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている、次に掲げる地域を重点とすること。

なお、重点とする地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重するよう配意し、住民の理解と協力の確保に努めること。

ア 違法駐車車両を直接又は間接の原因とする交通事故が多発しているような地域

イ 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の運行を妨げ、付近の住民に不安を与える事案等が生じている地域

ウ 居住者の世帯数に見合う規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地等及びその周辺地域

(2) 重点とする自動車

自動車については、次に掲げる危険性、迷惑性、悪質性の高いものを重点とすること。

ア 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、歩行者や他の自動車の通行の妨害となっている自動車

イ 車体の大きい自動車

以下省略